

平成30年度大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金
についてのQ&A

【預かり保育時間関係】

Q 預かり保育時間とは、どの時間をカウントするのか。

A 実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した時間をカウントしてください。

開園時間 ⇨ 教育時間と必ずしもイコールではありませんので、ご注意ください。

また、登園した園児を単に園舎内で遊ばせている場合は、預かり保育にはなりませんので、預かり保育時間に含まないでください。

Q 18時半まで預かりの申込みがあったが、園児の都合により18時で全員が帰宅した。料金は18時半の分まで支払ってもらっている場合、預かり時間は何時までとなるか。

A 預かり時間は、園児がいた18時までになります。

ただし、11時間開園の幼稚園については、担当教員が申込みのあった時間まで預かり保育に関する業務に従事していた場合に限り、18時半まで預かり時間とすることができます。

【休業日の考え方】

Q 園則で第2・第4土曜日を休業日と設定している場合、預かり保育のカウントは第1・第3土曜日と変わりはあるか。

A 第1・第3土曜日に預かり保育を実施される場合は、通常保育日に実施される預かり保育となります。

また、第2・第4土曜日に預かり保育を実施される場合は、「保育日の区分」の欄に「休業日」を選択していただき、開園時間や預かり時間等を入力してください。

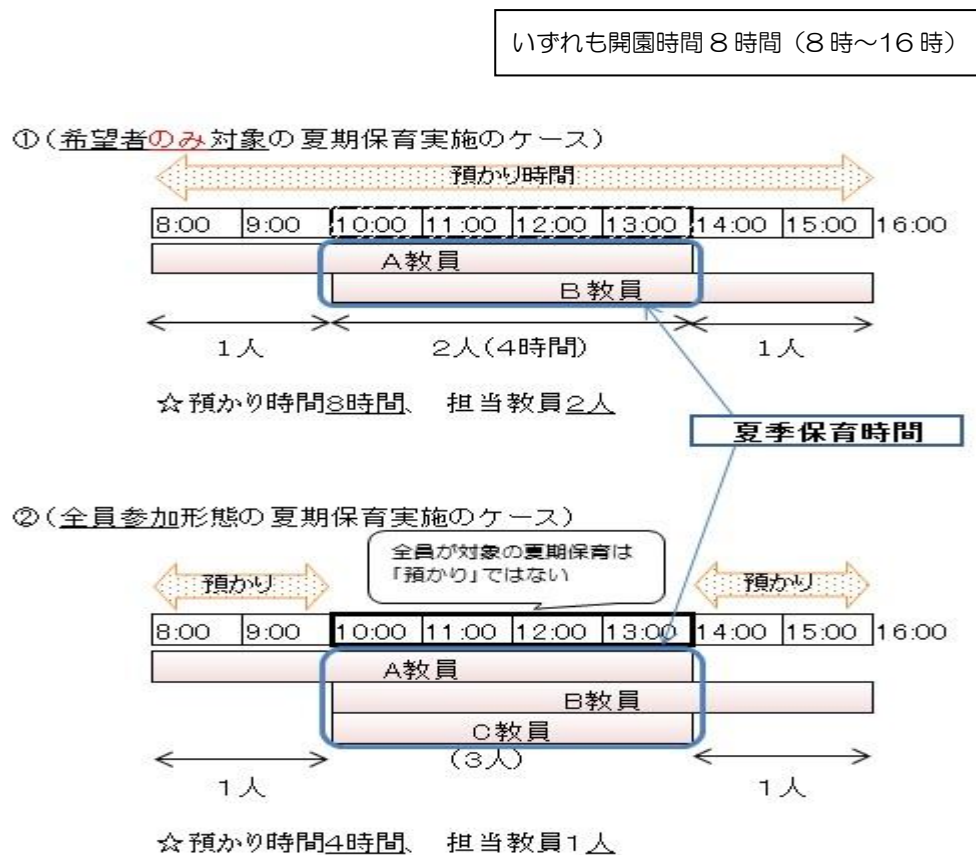
【長期休業期間中に実施する保育について】

Q 長期休業(例えば夏休み)期間中に希望者対象の夏期保育を実施している場合、預かり保育時間数及び担当教員数のカウントの方法はどうか。

A 希望者のみを対象とする夏期保育時間は、「預かり保育」の時間数に含まれます。そのため、希望者対象の夏期保育を実施している場合の預かり保育時間は、「夏季保育時間＋預かり保育時間」となります。(図①参照)

Q 長期休業期間中(夏休みなど)に全員参加の夏期保育を実施し、保育終了後に預かり保育を実施している場合、預かり保育時間数及び担当教員数のカウントの方法はどうか。

A 全員を参加対象とする夏期保育時間は、「預かり保育」の時間数に含まれません。また、担当教員数は、預かり保育時間中に恒常的に配置されている人数となります。(図②参照)



【その他】

- Q 補助対象基準に『通常保育日に預かり保育を必ず実施すること』と記載があるが、地震・自然災害等が原因で預かり保育を実施できない場合はどうなるか。
- A 地震・自然災害等は止むを得ない事情にあたるため、通常保育日に預かり保育を実施していない場合でも一定期間その旨を周知した上で休止していれば対象外とする。